

第1章 一般廃棄物処理基本計画について

1. 一般廃棄物処理計画

一般廃棄物処理計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する基本的な事項について、市町村に策定が義務づけられている計画です。

なお、計画策定に当たっては、「ごみ処理基本計画策定指針」及び「生活排水処理基本計画策定指針」などに沿って策定されます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋、基本計画に関係する条項）

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

2. 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物処理法」及び「宜野湾市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例」の規定に基づき策定するもので、市がその区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画です。

本計画では、市内全域（米軍施設内は除く）を対象とするとともに、市域内から排出される一般廃棄物の中間処理及び最終処分を行っている倉浜衛生施設組合（構成市町：本市、沖縄市及び北谷町）管内の一般廃棄物処理の枠組みを踏まえたものとします。

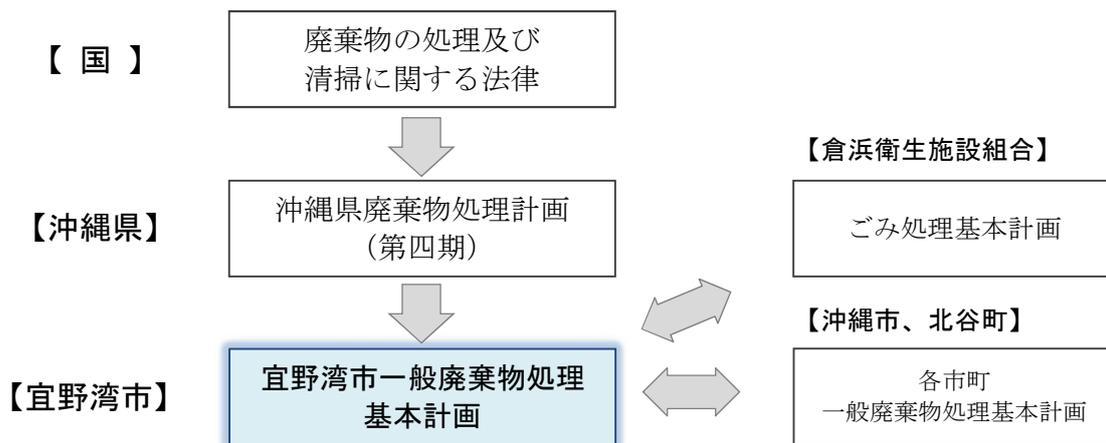


図 1-1 宜野湾市一般廃棄物処理基本計画の位置づけ（概要図）

3. 一般廃棄物処理計画の構成及び内容

一般廃棄物処理計画は、「長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）」と「基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）」から構成されています。また、それぞれ、ごみに関する部分と生活排水に関する部分から構成されています。

一般廃棄物処理基本計画は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。一般廃棄物処理基本計画の策定に当たっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、市民の要望等を踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について十分検討するとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討する必要があります。

一般廃棄物処理実施計画は、一般廃棄物処理基本計画に基づき年度ごとに策定するものであり、一般廃棄物の排出の状況、処理主体、収集計画等を明確にし、市町村はこれに基づき一般廃棄物の処理を行っていくものとしています。

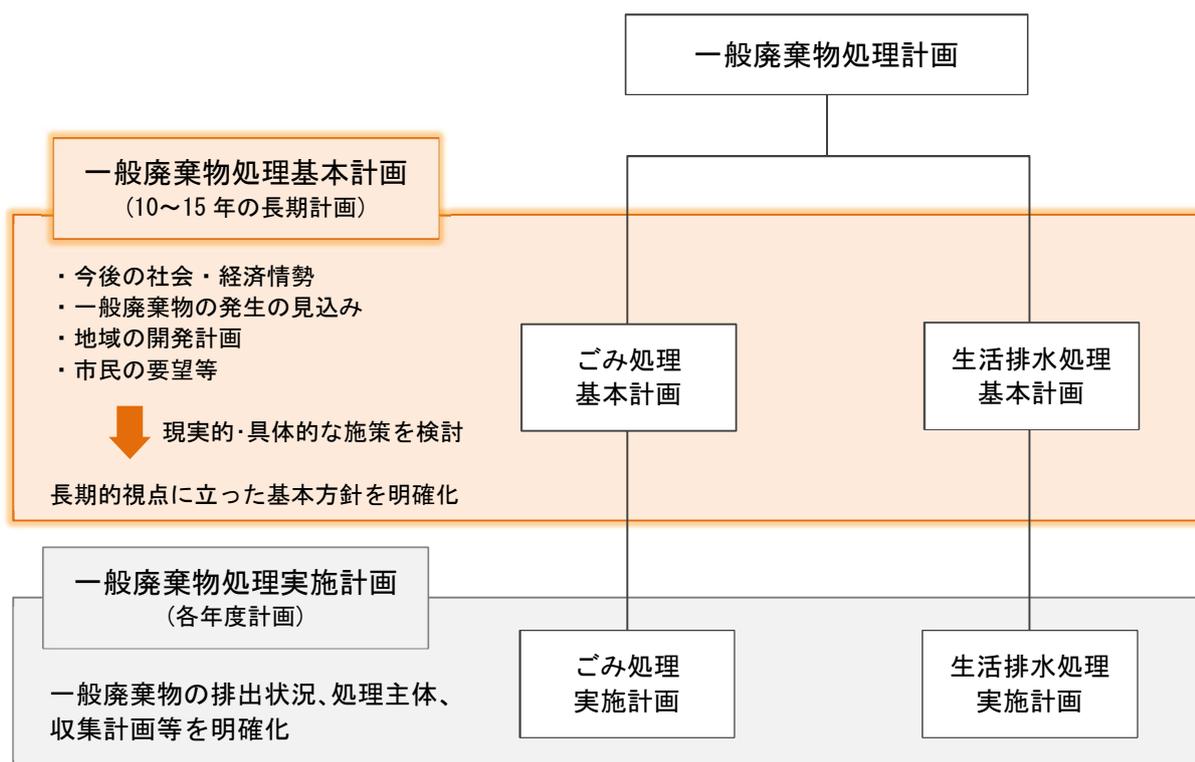


図 1-2 一般廃棄物処理計画の構成

SDGs について

SDGs は「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」の略称であり、2015年9月の国連総会で採択された、社会が抱える様々な課題を解決し、よりよい世界を目指すための国際目標です。

SDGs は、2030 年を達成期限として、17 の目標と 169 のターゲットを定め、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、すべての国に共通する普遍的な目標となっています。

国は 2016 年 5 月に SDGs 推進本部を設置し、SDGs の達成に積極的に取り組んでおり、沖縄県においても「沖縄 21 世紀ビジョン」の将来像の実現に向けて SDGs を推進することとしています。また、「第 4 次宜野湾市総合計画後期基本計画編（令和 3 年 4 月策定）」でも、市民が安心して住み続けられる持続可能なまちづくりを進めるため、SDGs の目指す 17 の目標と各施策の関連付けを行っております。

特に、SDGs の目標 12 では「つくる責任 つかう責任」が掲げられ、持続可能な生産と消費を確保することを目標としており、食料の廃棄を半減させることや、廃棄物の発生を大幅に削減することなどをターゲットとした達成基準が示されています。これは、廃棄物処理法の目的である廃棄物の排出抑制や再生利用、適正処理等と重なることから、宜野湾市においても、SDGs の目標やターゲットを踏まえ、計画の見直しを行い、推進していくものとします。



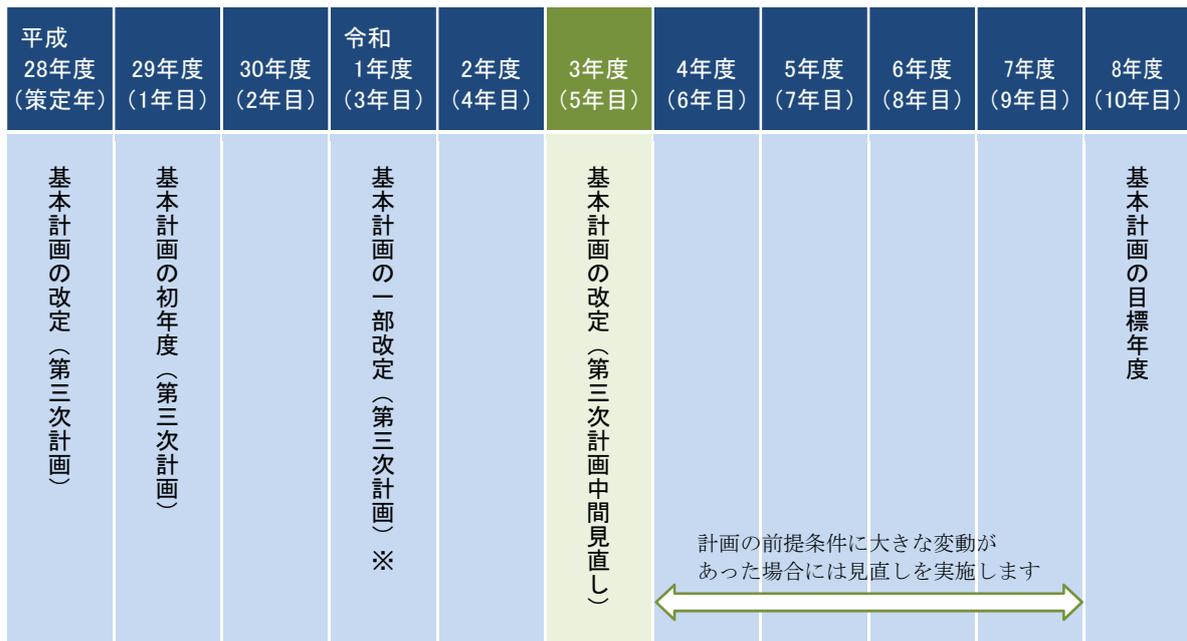
SDGs の 17 の目標

4. 一般廃棄物処理基本計画の目標年度

本計画は平成 29 年度を初年度とし 10 年後の令和 8 年度を目標年度とします。

令和 8 年度における本市と周辺地域の将来の姿を想定し、地域の特性を活かしつつ、目標年度に理想とする一般廃棄物処理行政の確立を目指します。

また、本計画は計画期間において、おおむね 5 年ごとに改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行います。なお、今回は計画期間 5 年目における中間見直しとなっています。



※倉浜衛生施設組合及び構成市町において新たなし尿処理施設の整備を行うこととなった状況を受け、計画の一部改定を行っています。

図 1-3 宜野湾市一般廃棄物処理基本計画の目標年度

5. 一般廃棄物処理の基本理念

(1) ごみ処理の基本理念

計画目標年度（令和8年度）におけるごみ処理の基本理念は、地域の特性を活かし、市民・事業者・行政が一体となったごみ処理行政を確立していく都市を目指すものとして、下記のとおり設定します。

豊かさを未来に伝えるまち宜野湾
～ みんなでつくる循環型社会 ～

(2) 生活排水処理の基本理念

計画目標年度（令和8年度）における生活排水処理の基本理念として、地域の特性を活かし、市民・事業者・行政が一体となって公共用水域の保全を図り、快適で安全な生活環境を構築することとし、下記のとおり設定します。

水環境の保全による
快適で安全な生活環境の維持

6. ごみ処理の基本方針

本市では、市民・事業者・行政の3者の協働により循環型社会の形成を目指し、これまで国や沖縄県と同様に3R（リデュース：ごみの発生を抑制する、リユース：製品等の再利用、リサイクル：資源として再生可能なものについては再生利用をする）を推進してきましたが、今後はリフューズを追加した4Rを推進することで、さらなるごみの減量化に取り組めます。

本市の一般廃棄物処理の基本理念を達成するためのごみ処理に関する基本方針を以下のように定め、ごみの排出抑制及びごみの適正処理に向けて積極的に行動します。

※リフューズには、ごみになるものを断るなどの意味があります。

< ごみ処理の基本方針 >

基本方針1：市民・事業者・行政によるパートナーシップの促進

循環型社会の実現のために、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を分担し、3者がパートナーシップを築き、協働することでごみの減量・資源化に努めます。

基本方針2：市民における4Rに基づく排出抑制・資源化の促進

循環型社会の実現のために、市民に対して、「Refuse（リフューズ）：ごみになるものを断る」、「Reduce（リデュース）：ごみの発生量を減らす」、「Reuse（リユース）：繰り返し使う」、「Recycle（リサイクル）：再び資源に戻す」の「4R」に基づき、排出抑制や資源化を推進します。また、数値目標を掲げ、さらなるごみの排出抑制及び資源化を促進します。

基本方針3：事業者における排出者責任と4Rの促進

循環型社会の実現のために、事業者に対して、「拡大生産者責任」の観点から製品の製造から流通にかかる部分、また廃棄された後まで責任を持つように、排出者としての責任の徹底を促進します。また、排出者としての立場だけでなく、消費者としての立場から市民と同様、4Rの徹底を推進します。

基本方針4：環境負荷が低く、効率的な清掃リサイクル事業の推進

循環型社会の実現のために、行政は、ごみの収集運搬から最終処分にいたるまで、環境負荷が低い清掃リサイクル事業やごみ処理コストの低減等の経済性を考慮した効率的な清掃リサイクル事業を推進します。また、コスト等の情報を公開するとともに市民や事業者の4Rを促進するために普及啓発を強化します。

基本方針5：クリーンなまちづくりの推進

市民・事業者・行政は、ごみの排出抑制や資源化だけでなく、不法投棄の防止やポイ捨ての防止等、環境美化に対する意識の高揚に努め、3者が一体となって快適で住みやすいクリーンなまちづくりを推進します。

基本方針6：広域処理体制の推進

中間処理から最終処分にいたるまで、沖縄市、北谷町、倉浜衛生施設組合と連携を強化し、広域処理体制のさらなる推進を図ります。

7. 生活排水処理の基本方針

本市では、公共下水道の整備推進と下水道への接続を促進します。

下水道の整備が困難な地域（下水道処理区域外の地域）については、合併処理浄化槽への転換を促進します。

浄化槽世帯に対しては、浄化槽を適正に管理してもらうように周知を図ります。

本市の一般廃棄物処理の基本理念を達成するための生活排水処理に関する基本方針を以下のように定め、公共用水域を保全し、快適な生活環境を目指すために積極的に行動します。

< 生活排水処理の基本方針 >

基本方針 1：公共下水道への接続の促進

公共下水道の整備済地域については、下水道への接続を促進します。

基本方針 2：合併処理浄化槽の普及促進

公共下水道の未整備地域については、各家庭に対し、合併処理浄化槽への転換を促進します。

基本方針 3：浄化槽の適正管理の啓発

浄化槽設備の適正管理を設置者に啓発します。